

平成 31 年 3 月 12 日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

総務文教常任委員会

委員長 勝 地 貞 一

委員会審査報告書

平成 31 年 2 月 26 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
平成 31 年 2 月 28 日（木）
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 8 号	養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 17 号	養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 18 号	養父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 19 号	養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 23 号	養父市立青谿書院記念館設置及び管理条例の制定について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 30 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 31 号	新市まちづくり計画の変更について	原案可決すべきもの
議案第 32 号	養父市過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決すべきもの
議案第 33 号	熊次辺地総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

総務文教常任委員会 審査内容等報告書

議案第 8 号「養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】国の人事院規則に合わせ、他律的業務について1か月の超過勤務時間を100時間未満としているが、過労死ラインは80時間と言われている。条例の目的は、職員の残業時間の削減と健康管理ではないのか。

【答弁】災害対応等、緊急的に行わなければならない業務により1か月100時間を超える場合も考えられるが、この条例により、超過勤務について厳格化することで、時間外勤務の削減と一層職員の健康に配慮するものである。

議案第 17 号「養父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】災害援護資金の貸し付け制度の概要はどうなっているのか。

【答弁】基本的に、大規模な災害が発生し、災害救助法が適用になって初めてこの制度が適用される。財源については国が3分の2、県が3分の1を負担し、事業主体は養父市等の自治体である。

議案第 18 号「養父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」

【質疑】条例の制定事務が市に移譲されたことで何が変わるのか。

【答弁】権限移譲で、既存の事業所に対する監査等を市が行うこととなる。また、事業所に対し、適切なケアプランの作成について直接指導を行うなど、より密接にかかわっていくことができる。

議案第 19 号「養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】消費税増税により保険料にどのような影響があって軽減をしようとするのか。

【答弁】軽減の対象者は、所得段階が第3段階以下の人になる。消費税増税により、低所得者の負担が増加することを軽減するものである。

議案第 23 号「養父市立青谿書院記念館設置及び管理条例の制定について」

議案第 30 号「財産の無償譲渡について」

【質疑】記念館（資料館を含む）を維持していく上での、駐車場などの整備計画はあるのか。

【答弁】具体的な整備計画は現在作成していない。駐車場、トイレ、休憩施設など基本的な整備方針を立て、来館者、交流者を増やしていくため、平成31年度に整備計画の概要を作成する計画である。

【質疑】財産の無償譲渡について、相手方と協議はしているのか。

【答弁】青谿書院にとって、景観や防災面などで影響がない範囲と、市として不
用な施設、土地を無償譲渡することで協議している。

議案第32号「養父市過疎地域自立促進計画の変更について」

【質疑】過疎地域自立促進計画は、平成32年度に5年計画が終了するが、終了すると計画は白紙になるのか。

【答弁】過疎地域自立促進特別措置法は平成32年度までの時限法であり、この法に基づく本計画の今後については未定である。国の動向等、引き続き情報収集に努めたい。

議案第33号「熊次辺地総合整備計画の変更について」

【質疑】辺地総合整備計画は、地元からの整備事業の要望を受けた計画だと思
うが、他の地域での計画はないのか。

【答弁】現在、熊次辺地以外の地域で辺地債を活用する計画はない。事業に辺地債を活用することが財源として有利であれば、新たに計画を策定する。